

正設小學作法教授書

四

新編書籍教育本目八
室五第
一二五函
架
冊號五



一

小學作法教授書卷之四

明治十九年四月二十日内務省監修

松岡明

美林閣

中野豊記

中澤中編輯

教科會

人行儀を正

欲せば必ず先づ心

人ノ行ハ元ト心ノ形ニ顯レタルモノナレハ
其心正シケレハ其行モ亦正シク其心不正ナ
レハ其行必ス不正ナルヲ影ノ形ニ於ケルカ
如シサレハ古人モ人ハ行ヲ見レハ其徳ヲ知
ルヘシト曰ヘリ故ニ人行儀ヲ正シクセント

欲セハ必ス先ツ其心ヲ正シクセサルヘカラ

ス

(二)

心正トからざる時ハ如何に作法を知り
たりとも決て之を行ふ事能はず、

前條ノ如クナルヲ以テ斯ル片ハ斯クナスヘ
シト多ノ作法ヲ知リタリトモ心若シ不正ナ
ルキハ種々ノ場合ニ於テ不知不識心ノ儘ニ
行ヒ決シテ作法ニ從フ丁能ハサルモノナリ
然レ氏作法ヲ知ラサルキハ亦其善ヲ盡スト
ヲ得ス故ニ先ツ其心ヲ正フシ而后作法ヲ習

ヒ心ト形ト相ヒ待チテ始テ完全ト稱スヘキ
ナリ

(三)

尊長と道を同トしく行く時に後にして行ひ
て行くべし

人ト道ヲ同シク行クニ尊長ナレハ其後ニ從
七年長ナレハ左方ニ少シ下リ同輩ナレハ並
ヒテ行クヘシ若シ雪途或ハ狭キ路ナトニテ
ハ人ニ先ヲ讓ルヘシ凡テ人ノ後ヨリ行クニ
ハ必ス二三歩後ルヘシ然ラサレハ過チテ人
ノ踵ヲ踏ミ或ハ衣服ヲ汚スアレハナリ又

(四)

道路ニテ高聲ニ談笑スヘカラス
夜る桃灯を持ちたる時ハ先まに立ちて、
道を照らぐ。

夜尊長ト道ヲ同シク行ク片ハ己桃灯ヲ持チ
テ尊長ニ先チテ能ク其足元ヲ照シ道ノ善シ
キ所ヲ擇ヒテソノ先導ヲナスヘシ又假令尊
長ニ非ラサルモ夜人ト同行シテ己ノミ桃灯
ヲ持タル片ハ人ニ先チ道ヲ照スヘシ

(五)

人に行き逢ひたる時ハ左に避けて、道を
譲るべ。

尊長ニハ六七尺手前ニテ右ノ足ヲ斜メニ左
ノ方ヘ引キ次ニ左ノ足ヲ同シク引キ又右ノ
足ヲ引キテ兩足ヲ整ヘ手ヲ膝マテ下ケテ待
チ尊長已ノ前ニ來ラハ拜禮シ過キ去ラハ左
ノ足ヨリ進ムヘシ同輩ニハ三尺許リ隔テ、
五ニ左ノ方ヘ斜ニ避ケテ會釋シ同時ニ左ノ
足ヨリ進ミ共ニ背後ヲ向クヘカラス其他老
人瘻疾者又ハ重荷ヲ負フタルモノ或ハ牛馬
人力車等ニ逢ハ、避ケテ妨ケトナルヘカラ
ス殊ニ雪途又ハ小路等ノ狹キ道ニテハ能ク

注意シ人ニ衝キ當ルヘカラス

(六) 他人道ヲ譲らバ、會釋トテ通ス。

他人道ヲ避ケハ尊長ニハ勿論同輩ノモノト
雖モ己モ讓リテ辭退スヘシ又若シ己ヨリ幼
キモノ又ハ賤シキモノナレハ一應辭退シ丁
寧ニ禮辭ヲ述ヘテ通ルヘシ決シテ無挨拶ニ
テ過グヘカラス

(七)

官吏並に知事たる人ふハ拜禮すべし。
縣令郡區長等總て宦吏又ハ高貴ノ人及ヒ親
類近隣ノ人ニ逢ハ、道ヲ避ケテ丁寧ニ拜禮

シ決シテ知ラサルマ子シテ過クヘカラス又
尊長ニハ其行ク先ナトヲ問フテ已ヨリ發言
スヘカラス又別ル、時ハ初メノ如ク拜禮ス
ヘシ

(八)

途中にても、拜禮するをきハ必ず帽子襟
巻あどと、脱ぐべし。

帽子襟巻手袋等ヲ著ケタル儘ニテ人ニ拜禮
スルハ無禮ナレハ如何ニ寒キ時又ハ忙シキ
時ナリトモ必ス之ヲ脱スヘシ
人と別々時ハ、其人の前を越ゆべからず。

人ト別ル、時ハ拝禮シ其人ノ後ノ方ヨリ行
キ決シテ人ノ前ヲ越エ行クヘカラス凡テ人
ノ前ヲ過ルハ失禮ナリ若シ他人已ノ後ニ廻
リタルキハ己モ其人ト共ニ廻リテ人ニ背ヲ
向クヘカラス

(十) 使に行きて、歸りたる時ハ必ず其返事を
なまむべし。

父母長上又ハ主人ノ命ヲ受ケテ使ニ行キ歸
リタルキハ如何ニ忙シキ時ナリトモ必ス其
返事ヲナスヘシ若シ又買物等ヲナスキハ其

(十一)

遣ヒ拂ヒヲ細ニ陳フベシ

席上にて、鼻かむ時ハ下座の方に向き、音
の出でざる様ふなまむべし。

凡テ人ノ前ニテ擤ムトハ無禮ナレハ其席ヲ
起チ別席ニテ為ス可キモノナリ若シ起チ難
キ時ハ徐ニ紙ヲ出シ下座ノ方ニ向ヒ音ノ出
テサル様ニカムヘシ故ニ平生擤ムキモ音ノ
出テサル様ニ心掛けクヘシ且ツ鼻ノ出テタル
ハ尤モ見苦シキモノナレハ常ニ能クカミ置
キ決シテ之ヲス、リ又ハ袖前垂手等ニテ拭

フヘカラス又擣ミタル紙ハ能ク始末シテ猥
リニ投ケ棄ツ可カラス

(十三) 噴吐くせきハ下座の方ふ向き、灰吹を
さうり、手にて覆ふ處ト一、

人ノ前ニテ噴吐クノハ不敬ナレ凡若シ已ム
ヲ得サル片ハ下座ノ方ニ向キ右ノ手ニテ灰
吹ヲ取り左ノ手ニテ之ヲ覆ヒ音ノ出テサル
様ニナシ灰吹ノ縁ナトヲ汚スヘカラス

(十四) 咳嚏ノ出シトスル片ハ早ク下座ノ方ニ向キ
紙ニテ口ト鼻トヲ覆フヘシ若シ過ツ片ハ人
ニ唾ヲ及スヘシ人ニ唾ヲ及スハ甚シキ不禮
ニシテ實ニ面目ナキ事ナレハ能ク心ヲ用フ
ヘシ

人の前を過ぐる時ハ、會釋して通エテ、

凡テ人ノ前ヲ通ル事ハ不敬ナレハ常ニ注意
シテ可成其後ヲ通ルヘシ己ヲ得サル片ハ尊
長ニハ其前ニテ上座ノ方ノ足ヲ引キ尊長へ
斜ニ向キ跪キテ両手ヲ下ニ著キ尊長ノ膝ノ

(十五)

辺ニ目ヲ注ケ拜禮シテ下座ノ足ヨリ立テ進ムヘシ又同輩ニハ行形ニテ上座ノ片足ヲ少シ引キ其足ノ方ノ膝ト手トヲ著キ下座ノ足ヨリ踏出シテ通ルヘシ又坐スヘカラサル場所ニテハ上座ノ膝ヲ低クシ上座ノ手ヲ下ケ尊長ノ方ヲ見ル体ニシテ下座ノ足ヨリ起チテ通ルヘシ

人の後を過ぐる時ハ其人ふ、觸るべからぬ、尊長ニハ輕ク兩手ヲ著キ尊長ノ方ヲ見テ通り同輩ニハ片手ヲ膝マテ下ケテ通ルヘシ凡人ノ後ヲ通ルニ其衣服ニ觸ル、モ失禮ナレハ已ノ袖裾等ニ心ヲ付ケテ觸レサル様ニナスヘシ

(十六)

人に觸るづき所ハ、通るべからぬ、

人ノ後ニ障子襖壁柱等アリテ其間ノ狭クシテ人ニ觸ルヘキ所ハ通ルヘカラス若シ己ムヲ得サル片ハ其由ヲ告ケ無禮ヲ謝シテ通ルヘシ

(十七) 人の衣類を踏むづらひ、

人人後ヲ通ル片又ハ狹キ所又ハ混雜スル片
ハ能ク心ヲ用ヒテ人ノ衣服ノ裾ナトヲ踏ム

ヘカラス

(十六) 人の家ふ行き扇を所持せ一時ハ坐丁てハ、
下に置き起ちてハ指をぐり、

扇子ハ春夏秋冬トモニ持ツヲ禮トス坐シテ
ハ抜キテ右膝ノ股ニ置キ立ツ片ハ右手ニテ
之ヲ採リ前ノ左方ニ指スヘシ凡テ人ノ前ニ
テ扇ヲ扱フハ失禮ナリ故ニ若シ炎暑ノ堪ヘ

難クシテ之ヲ用ント欲スル片ハ其無禮ヲ謝

シ少シ體ヲ俯シ徐ニ用フヘシ

(十五) 開閉あざて音を出さづらひ

席上ニテ扇ヲ弄シ又ハ一二間開閉シテ濶々
音ヲ出スハ無禮ナレハ必スナスヘカラス

膳を客に進むるにハ両手ふく高く持
ち出づべし

膳ノ左右ノ中程ヲ左右ノ手ヲ仰向ケ拇指ヲ
縁ニカケテ持ナ胸ト平ラカニメ正面ニ捧ケ
口氣ノカ、ラヌ様ニナシ臂ヲ張ラス縮メス

(十四)

(十三)

其構ヲ圓カニ膳ノ下ヨリ三尺程先ヲ見テ

靜ニ進ムヘシ

(廿) 膳を据^スるにハ跪きて下に置き、推^スて進むべし。

法ノ如ク持チ出テ据ウヘキ人ノ前ニ至リ跪キ右ノ膝ヲ著ク片膳ヲ下ニ置キ兩手ニテ推シテ進ムヘシ

(廿一) 膳を下け^スるにハ、跪きて少^シよりよせ持ちて立つべし。

膳ヲ下クヘキ人ノ前ニ至リ少^シ離^ステ跪キ

夫ヨリ進ミテ兩手ニ膳ノ兩側ヲ持チ少^シ引寄セ進メタル片ノ如ク持チテ立チ還ルヘシ凡テ跪クニハ左座ナレハ左右座ナレハ右膝ノ外ツル、程下ルヘシ

(廿二) 飯、汁等の替を進むるにハ、盆を兩手にて持ち、跪きをあせべし。

飯又ハ汁ヲ替フヘキ人ノ前ニ跪キ通盆ヲ兩手ニテ持チ椀ヲ受ケ立チ還ルヘシ進ムル片ハ跪キテ兩手ニテ出スヘシ但シ初度ノ汁替ハ別椀ニ盛出テ引替ルヲ正式トス且ツ毎度

勝手ヨリ蓋ヲナシテ持チ出テ跪キ右手ニテ
蓋ヲ取り盆ノ手前ノ縁ニカケテ伏セ盆ヲ
兩手ニ持チテ進ムヘシ（蓋ハ通蓋トテ別ニ
勝手ヨリ盆ニ載セ出テ椀ヲ受クレハ蓋ヲナ
シテ立チ退クヲ良トス又客若シ蓋ヲナシテ
出ス片ハ法ノ如ク蓋ヲ取リテ進メ盆ヲ下ニ
置キ蓋ヲ客ノ左股ニ置キ盆ヲ持チテ立チ
還ルヘシ凡テ持チ還リ又持チ出ツル様膳ヲ
進ムル片ニ企レ

四

徳利ハ左の手に袴を据ゑ、右の手を漆

つて、持ち出づべし。

徳利ハ左ノ手ニ袴ヲ据エ右ノ手ヲ添ヘ餘リ
前ニ捧ヶス帶ヨリ少シ高ク持チ出ツヘシ
酌をまずにハ、徳利の中程を、右の手にて
持ち、左の手を添ゆべし。

法ノ如ク持チ出テ酌スヘキ人ノ前ニ跪キ徳
利ノ中程ヲ右ノ手ニテ持チ左ノ手ヲ下ノ方
ニ添ヘ客盆ヲ出サハ口ヲ向フニナシテ盛リ
又元ノ坐ニ帰リ徳利ヲ右膝ノ股ニ置クヘシ
酒ヲ盛ルニハ九分ヲ度トシ過チテ溢レシム

ルト勿レ又徳利ヲ益ニ押シ付ケ或ハ及腰ニ
テ盛ルヘカラス

(共) 食物ハ勿論、盃、箸もどり、下に落たるもの、
客ふ進むづから、に、

凡テ下ニ落チタルモノヲ客ニ進ムルハ無禮
ナレハ若シ過チテ落シタル片ハ之ヲ換ヘテ
進ムヘシ

(共) 紿仕に出づる時ハ、鼻紙を用意モゾトト

紿仕ニ出ツル片ハ必ス容儀ヲ整ヘ、淨潔ナル
手巾共ニ鼻紙ヲ用意スヘシ、若シ過チテ食物

ヲ覆シ器皿ヲ毀ルトアラハ周章スルトナク
徐ニ其手巾或ハ鼻紙ニテ拭ヒ之ヲ引キ換ヘ
テ進ムヘシ

(共) 客の前みて、器物を扱ふには、最も心を用
ひべし。

客ノ前ニテ器物ヲ粗末ニ取扱フ片ハ過チ多
ク且ツ其入ヲ輕ンスルニ當リテ不敬ナレハ
殊ニ注意スヘシ

燭臺を、出すによき、右の手みて、ざ絞を持ち、
左の手に、臺を据みて、持出て、程よき所

五、跪まて置くべし、

右ノ手ニテ棹ノ中程ヲ持チ左ノ手ヲ臺ノ下ニ當テ、出テ一本ナレハ上座ノ方ヘ寄セテ、疊ノ縁ニカ、ラヌ様ニ置クヘシ若シ足ノ三ツアルモノハ上座或ハ客ノ方ニ其ニツラ向ケ燼剪掛アルモノハ其方ヲ下座ニ向クヘシ若シニケ出スキハニツノ足ヲ向ハセ上座ヨリ据ウヘシ且ツ燼臺ヲ极フニ傾クルキハ蠟燭ノ液滴ルモノナレハ能ク心ヲ用フヘシ
燼臺をきらめとせハ、跪まて、なすべし、

(三)
燼壺ニ少シ水ヲ入レ左手ニ持チ燼剪ヲ右手ニ持チ出燼臺ノ下ニ跪キテ燼ヲ剪リ燼剪燼壺ヲ元ノ如ク持チテ退クヘシ尤モ燼剪ノ付タル者ハ持チ出ルニ及ハス又燼臺一箇ノ片ハ本文ノ如クシニ箇以上ノ片ハ蠟燭ヲ抜キテ剪ルヘシ凡燼ヲ剪ルニハ淺クナスヘシ深クスルキハ火ヲ消スアリ氣ヲ付クヘシ
人の家に到りて、膳を進めらるゝ、時ハ、両手を着まて、受くべし、

(四)
膳ヲ受クルニハ左手ヲ箸キ右手ヲ膳ノ手前

= 挂ケテ受クルヲ正式トスレ氏略ニハキヲ

着キテ受クヘシ

(世)膳を受けたる時ハ、あなた、こすを、見
くらぶべらば、

膳ノ出タル片彼方此方ヲ見合セテ已ノ膳
部ト見較フルナト尤モ卑シキ事ナレハ決シ
テナスヘカラス故ニ平生ナリトモ必ス慎ミ
テ他人ノ膳ノ上ヲ睨ミ或ハ他人ノ菜ノ大小
多寡等ヲ見較ヘ羨ム様ナトアルヘカラス
食事を始むるにハ先づ能く容儀を整

ヘ、而して、椀の蓋を取るべし。

食事ヲ始ムルニ法アリ挨拶終ラハ容儀ヲ亂
サス男子ハ先ツ蓋ヲ取り次ニ箸ヲ取り次キ
ニ器ヲ取り女子ハ器ヲ取りテ後箸ヲ取ルヘシ
凡テ食事ノ不作法ナルハ最モ見苦シク且ツ
人ニ卑メラル、モノナレハ深ク慎ムヘシ
主人の挨拶あらざるに食事を始もづか
らむ、

主人ノ挨拶終リ皆人ノ食ヒ始メタル時已モ
次テ箸ヲ取ルヘシ決シテ人ニ先タチテ食ヒ

始ムヘカラス

蓋ハ膳の右にあるものハ、右の手、左にあり
ゆのハ、左の手みて、取るべト。

○
蓋を取るに、飯、汁、坪、平、と次第もべト。
飯椀ハ右手ヲ椀ニ添へ左手ニテ蓋ヲ取り右
手ヲ添へ仰向ケテ左ノ脇ニ置キ汁椀ハ左手
ヲ添へ右手ニテ蓋ヲ取り左手ヲ添へ仰向ケ
テ右ノ脇ニ置可シ總テ膳ノ右ニアルモノハ
飯ニ同シク左ニアルモノハ汁ニ同シ

○
蓋を取るにハ片手を椀ふ添へ汁あどを、

覆すべつらべ、

汁平又ハ吸物等ノ蓋ヲ取ルニハ必ス片手ヲ
椀ニ添へ手前ヨリ上ル心得ニテ徐ニ取ルヘ
シ粗忽ニナシテ汁ヲコホスト勿レ凡テ膳ヲ
汚スハ失禮ナリ

箸ハ、右の手みて取り、持ち直すべト。

男子ハ右手ヲ俯セテ取り右手ノ二三指ノ間
ニ狹ミテ取り直シ女子ハ右手ヲ仰向ケテ取
リ左手ノ四五指ノ間ニ狹ミテ取り直シ中
程ヨリ少シ下ヲ筆ヲ孰ル如クニ持ツヘシ平

生ヨリ正シク持チ習ヒ決シテ深ク握ルヘカ

ラス

(完)

飯汁を、替ふる時、又ハ人に、挨拶する時を
ごとく必ず、箸を置くべト。

飯又ハ汁ナトヲ替フル時或ハ人ニ應答會釋
スル時等箸ヲ持チタル儘ニテナス可カラス
食器を、取るにハ膳の、右ふあるものも、右
の手ふ、取り上げ、左ふあるものハ、左の手ふ、取
り上げて、持つべト。

食器ヲ取ルニハ男子ハ箸ヲ小指ト無名指ニテ

持チ女子ハ箸ヲ取ラスシテ兩手ニ取リ上ケ
左手ニ移シ左手ノ拇指ヲ少シ縁ニカケ次指
ト中指ヲ外側ニカケ無名指ト小指ヲ内側ニ
カケテ持チ次ニ男子ハ箸ヲ持チ直シテ女子ハ
膳ヨリ箸ヲ取リ持直シテ食シ下ニ置キハ
男子ハ箸ヲ置カス女子ハ箸ヲ置キ兩手ニ持
チテ膳ニ置クヘシ

(四) 食事もるにハ次第あり、先づ、飯より、食ふ
べし。

食事ノ順序ハ先ツ飯ヲ食シ汁ヲ吸ヒ又飯ヲ

食シ汁ヲ吸ヒ次ニ飯菜飯菜ト食フヘシ又
飯ヲ食フニハ最初一二度ハ二三箸食シテ汁
ヲ吸ヒ三度目ヨリハ隨意ニ食スヘシ汁ハ先
ツ少シ汁ヲ吸ヒ箸ヲ取り直シテ二箸實ヲ食
シ又汁ヲ吸フテ下ニ置キ飯ヲ食スヘシ但シ

二度目ヨリハ隨意ニ食シテヨシ

(四三) 飯を、替ふるにハ、椀を左の手み持ち、汁を
替ふるにハ、椀を右の手よ持ちて、出せべ

飯ハ箸ヲ置キ椀ヲ左手ニ持チ右手ヲ添ヘテ

出シ受クルキハ左手ニ取り右手ヲ添ヘテ一旦
膳ニ置キ取リ上ケテ食スヘシ汁ヲ替フルハ
左右相反スルノミ若シ給仕ノモノ來ラハ飯汁
等少シタ餘アルモノ之ヲ出シテ妨ケナシ

菜ハ先づ、餚より、食フヘシ

菜ハ鱠壺平猪口ト次第ニ食フヘシ

(三四) 燃物の、首尾あるものハ、裏をかゝって、食を

焼物ハ箸ニテ解キ表面ノ肉ノミヲ食ヒ若シ
骨ノ口ニ入ルキハ箸ニテ取り其皿ニオクヘ

レ尤モ平生ハ裏ヲ反シ食フモ妨ケナシト雖モ或ハ指ニテソマ三或ハ骨ヲ舐リ或ハ食ヒ散ラス等ノアルヘカラス凡テ魚ヲ食フ片ハ過チテ骨ヲ食ハヌ様ニ心ヲ付クヘシ
菜を取らんとして見合すべからず、

平ヲ食ハシカ又焼物ヲ食ハシカト見廻シ又ハ鑑ヲハサマンドシテ坪ニ移ル等ノアルハ見苦敷モノナレハ決シテナスヘカラス

(四)
菜より菜を食ふべし

食事ハ必ス飯菜飯菜ト食フヘキモノナルヲ

以テ假令ハ坪ヲ食ヒ直ニ平ヲ食フ等ノ事アルヘカラス元菜ハ飯ノ菜ナレハナリ

湯を呑む時ハ、箸を、椀の中まですぎ、香物を食へ左の手ふ持ち、右の手を添へ、呑むを。

箸ヲ持チテ椀ヲ取り上ケ中ヲ清ムル心得ニテ椀ノ中ヲ静ニ廻シ香物ヲ食シ湯ヲ呑ミ終ラハ箸ヲ元ノ如クニ置クヘシ湯ヲ口ニ含ミ口中ヲス、クハ不作法ナレハ決シテナスヘカ

(四)

湯を受くるにハ、飯椀を左の手に持ちて出
もぐト

食事終リ給仕湯ヲ持チ前ニ來ラハ、飯椀ヲ左
手ニテ取り出シ多少已ノ意ニ任せ受け、一旦
下ニ置クヘシ

禮の事ハ、種々あれども、畢竟人を敬ふ為
のものあれば、人ふ對して、恭敬の念を失ふ
こと免き、

禮式ハ人ニ對シテ行フ可キ作法ニシテ其事
極メテ多シト雖モ畢竟心ノ敬ヲ行為ニ表ス
ル為ノモノナレハ假令悉ク之ヲ知ラス氏若
シ常ニ恭敬ノ念ヲ失ハサレハ自ラ其式ニ合
スルヲ得ヘシ故ニ人禮儀ヲ正シクセント
欲セハ敬ノ一字ヲ忘ル可カラス

(五)

版權免許

明治十七年
一月廿五日

十八年五月廿六日
改正御届

編輯人

中野豐

記

福島縣平民

新潟縣新潟區學校町通貳番丁廿四番地

全

中澤

中

全縣平民

全縣全區西大畠通貳番丁十三番地



全

目

黑

十

郎

全縣古志郡長岡表四丁十九番地

出版人

井筒駒吉

中

正教小學作法書

附圖

全

